

振動規制法にかかる特定建設作業一覧

	作業内容
1	くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。), くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破碎機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては, 1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)
4	ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては, 1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)